

ブロック塀等撤去促進事業

(平成31年度版)

申請書作成の手引き

大阪市 都市整備局

補助申請に必要な書類 一覧

補助金交付申請書【様式1】

- ・ 記載要領を参照して下さい。

付近見取り図【様式自由】

- ・ 住宅地図等に申請敷地を明示して下さい。
- ・ 補助申請を行うブロック塀等の位置を赤線で明示して下さい。

ブロック塀等の安全性チェックリスト【様式1-4】

- ・ 記載要領を参照して下さい。
- ・ 基準を満たしていない(「いいえ」に つけた)項目のうち、少なくとも1項目について、基準を満たしていないことが分かる写真を添付して下さい。
例えば、ひび割れがある場合、ひび割れが生じている部分が分かる写真を添付して下さい。

ブロック塀等の撤去図【様式自由、参考様式あり】

- ・ 撤去するブロック塀等の平面図、立面図を添付して下さい。
- ・ 幅員4m未満の道路に面するブロック塀等を道路の地盤面まで撤去しない場合、道路中心線の位置、および、道路中心線からブロック塀等の位置までの距離(道路中心線からの後退距離)を明記して下さい。
- ・ 道路等の地盤面と敷地の地盤面に高低差がある場合、適宜、断面図を追加して下さい。
- ・ その他、記載要領を参照して下さい。

ブロック塀等の写真・撮影方向位置図

- ・ ブロック塀等の全景を、最低2方向から撮影して下さい。
- ・ また、全景写真とは別に、道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さ分かる写真と、ブロック塀等の延長(長さ)が分かる写真を撮影して下さい。
補助対象見付面積の算定式の確認に使用するため、メジャー等をあてて撮影した写真を提出して下さい。
- ・ 様式1-4「ブロック塀等の安全性チェックリスト」において、基準を満たしていない(チェックリストで「いいえ」がついた)項目については、それが分かるような写真を提出して下さい。

ブロック塀等が面する道路等の写真・撮影方向位置図

- ・ 道路等の全景を、最低2方向から撮影して下さい。
- ・ 幅員が4m前後の道路に面する場合は、メジャー等を使用し、幅員が明確に分かるように撮影して下さい。
幅員は、原則として、以下のとおり計測して下さい。(ただし、様々なパターンがあるため、計測範囲は写真により窓口でご確認下さい。)
○道路境界石がある場合 境界石を含んで計測

- 道路境界石がなく、側溝がある場合 側溝を含まずに計測
- 道路境界石も側溝もない場合 アスファルト舗装部分を計測

申請額内訳書【様式 1 - 5】

- ・ 記載要領を参照して下さい。

見積書【様式自由、参考様式として様式 1 - 6 あり】

- ・ ブロック塀等の撤去費、軽量フェンス等の設置費など、経費の内訳が分かる見積書を提出して下さい。

誓約書【様式 1 - 7】

- ・ 記載要領を参照して下さい。

軽量フェンス等を新設する場合のみ必要な書類

軽量フェンス等の設置図【様式自由、参考様式あり】

- ・ 新設する軽量フェンス等の平面図、立面図を提出して下さい。
- ・ 幅員 4 m 未満の道路に面して軽量フェンス等を新設する場合、道路中心線の位置、および、道路中心線から軽量フェンス等の位置までの距離（道路中心線からの後退距離）を明記して下さい。
- ・ 道路等の地盤面と敷地の地盤面に高低差がある場合、適宜、断面図を追加して下さい。
- ・ その他、記載要領を参照して下さい。

軽量フェンス等のカタログ等

- ・ 新設する軽量フェンス等の仕様（フェンスの種別・高さ・施工寸法等）が分かるカタログ等のコピーを提出して下さい。

幅員 4 m 未満の道路に面する場合のみ必要な書類

現況道路に関する書類

- ・ ブロック塀等が幅員 4 m 未満の公道（附則 5 項道路）に面する場合は、原則として、道路境界明示書（大阪市建設局測量明示課（06-6615-6651）に申請が必要）を提出して下さい。

ブロック塀等の所有権を共有している場合のみ必要な書類

補助事業者一覧【様式 1 - 2】

- ・ 記載要領を参照して下さい。

委任状【様式 1 - 3】

- ・ 記載要領を参照して下さい。

申請手続きを代理人が行う場合のみ必要な書類

委任状【様式自由、参考様式あり】

- ・ 記載要領を参照して下さい。

必須書類

窓口で記入

(様式1)

平成 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住 所 〒530-8201
(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地) 大阪市北区中之島1丁目3番20号
氏 名 大阪 太郎 大阪
(法人その他の団体にあってはその名称(代表者の氏名を))
(電話番号 06-6208-9234)

補助金交付申請書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的 地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保

2 補助事業の内容

ア 実施箇所(住居表示) 大阪市 北 区 天神橋6丁目4番20号

イ ブロック塀等が面する道路等
 基準法道路(幅員4m以上・ 幅員4m未満)
 通路等

ウ 補助対象項目

ブロック塀等の撤去

ブロック塀等の種別	基礎撤去の有無	ブロック塀等の高さ		延長	補助対象見付面積
		残置部分	撤去部分		
コンクリートブロック(西)	有・無	0 cm	200 cm	7.50 m	14.25 m ²
コンクリートブロック(南)	有・無	60 cm	140 cm	12.00 m	16.80 m ²
	有・無	cm	cm	m	m ²

軽量フェンス等の新設

軽量フェンス等の種別	基礎の築造方法	軽量フェンス等の新設部分高さ	延長	補助対象見付面積
アルミフェンス(西)	新設・再利用	180 cm	7.50 m	13.05 m ²
アルミフェンス(南)	新設・再利用	120 cm	12.00 m	14.40 m ²
	新設・再利用	cm	m	m ²

3 交付申請額(内訳は様式1-5のとおり)

[ブロック塀等の撤去] 金 190.000 円
[軽量フェンス等の新設] 金 300.000 円
[交付申請額合計] 金 490.000 円

補助金交付申請書（様式1）の記載要領

住所・氏名

- 法人等の場合は、代表者を申請者とする。
- 住民票上の住所を記載する。
補助金については、申請者本人名義の銀行口座にのみ振込可。（申請者本人以外の名義の口座への振込はいかなる理由があっても不可）
- 印鑑は、シャチハタ等のスタンプ印は不可。また、法人等の場合は、代表者印を押印する。

電話番号

- 代理人が申請手続きを行う場合のみ、申請者の電話番号は空欄でもよい。

実施箇所（住居表示で記載）

- 駐車場などの建物が建っていない土地の場合、住居表示が番地までしかないため、〇丁目〇番まで記入する。

ブロック塀等が面する道路等

- ブロック塀等が建築基準法第42条に規定する道路（基準法道路）に面している場合、建築基準法道路に☑を入れた上で、該当する現況の道路幅員に☑を入れる。
- ブロック塀等に面する道路が2つ以上ある場合は、該当する幅員に全て☑を入れる。
基準法道路に該当するかは、大阪市都市計画局建築指導部（本庁舎3F）の窓口、市HP「マップナビおおさか」で確認。
（<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/w/bqis/index.html>）
- ブロック塀等が、基準法道路に該当しない通路や公園等に面している場合、通路等に☑を入れる。

補助対象項目

- 補助金を受けて実施する工事に☑を入れる。

ブロック塀等の種別

- コンクリートブロック塀、レンガ塀、大谷石、万年塀など、撤去するブロック塀等の種別を記入する。
- 複数箇所のブロック塀等を撤去する場合は、箇所ごとに行を分けて記入する。

基礎撤去の有無

- ブロック塀等の基礎を全て撤去する場合は有に、基礎の一部のみを撤去または基礎を撤去しない場合は無にする。

ブロック塀等の高さ

- 「残置部分」には撤去せずに現状のまま残す部分

の高さ、「撤去部分」には撤去する部分の高さを記入する。（小数点以下は切り捨て、整数で記入）
（例）高さ100cmの擁壁（残置）の上にある高さ120cmのブロック塀等を全て撤去する場合、残置部分は100cm、撤去部分は120cmと記入する。

延長（ブロック塀等の長さ）

- 撤去するブロック塀等の延長を記入する。（小数点第3位以下は切り捨て、小数点第2位で記入）

補助対象見付面積

- 様式1-5で算定した補助対象見付面積Aを転記する。

軽量フェンス等の種別

- ネットフェンス、アルミフェンス、スチールフェンスなど、新設する軽量フェンス等の種別を記入する。（コンクリートブロックを数段積んで軽量フェンス等を設置する場合も1行で記入する）
- 生け垣の場合は、生け垣と記入する（樹木の種別の記入は不要）
- 複数箇所に軽量フェンス等を新設する場合は、箇所ごとに行を分けて記入する。

基礎の築造方法

- 軽量フェンス等を新設する際、地中基礎や独立基礎を新設する場合は新設に☑、既存の基礎等を利用する場合は再利用に☑を入れる。

軽量フェンス等の新設部分の高さ

- 軽量フェンス等を新設する部分の高さ（既存部分の高さは含まない。）を記入する。（小数点以下は切り捨て、整数で記入）
（例）高さ20cmの既存コンクリートブロックに、高さ40cmのコンクリートブロックを新設し、その上に高さ100cmの軽量フェンス等を新設する場合は140cmと記入する。

延長（軽量フェンス等の長さ）

- 新設する軽量フェンス等の延長を記入する。（小数点第3位以下は切り捨て、小数点第2位で記入）

補助対象見付面積

- 様式1-5で算定した補助対象見付面積Iを転記する。

交付申請額

- 様式1-5で算定した申請額（ブロック塀等の撤去はH、軽量フェンス等の新設はP）をそれぞれ円単位で転記し、最下段に申請額の合計を記入する。

(様式1 - 4)

ブロック塀等の安全性チェックリスト

必須書類

該当する項目に

特記事項を記載

コンクリートブロック塀の場合

いずれかに✓を入れる

チェック項目	基準	補助事業者 チェック	備考
1 塀の高さ	地盤から2.2m以内である。	はい・いいえ	
2 塀の厚さ	10cm以上である。(2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である)	はい・いいえ	写真 参照 現状8cm
3 控え壁	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	はい・いいえ	写真 参照 現状30mm (必要寸法40mm)
4 基礎	コンクリートの基礎がある。	はい・いいえ	
5 塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	はい・いいえ	写真 参照 ひび割れあり

【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】

6 鉄筋	本項目の基準を確認できる図面がある。	はい・いいえ	1～5が全て「はい」の場合のみ回答
	【以下は、図面がある場合のみ回答】 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。	はい・いいえ	
	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが30cm以上である。	はい・いいえ	

組積造(れんが塀や石積塀等)の場合

該当する項目に

特記事項を記載

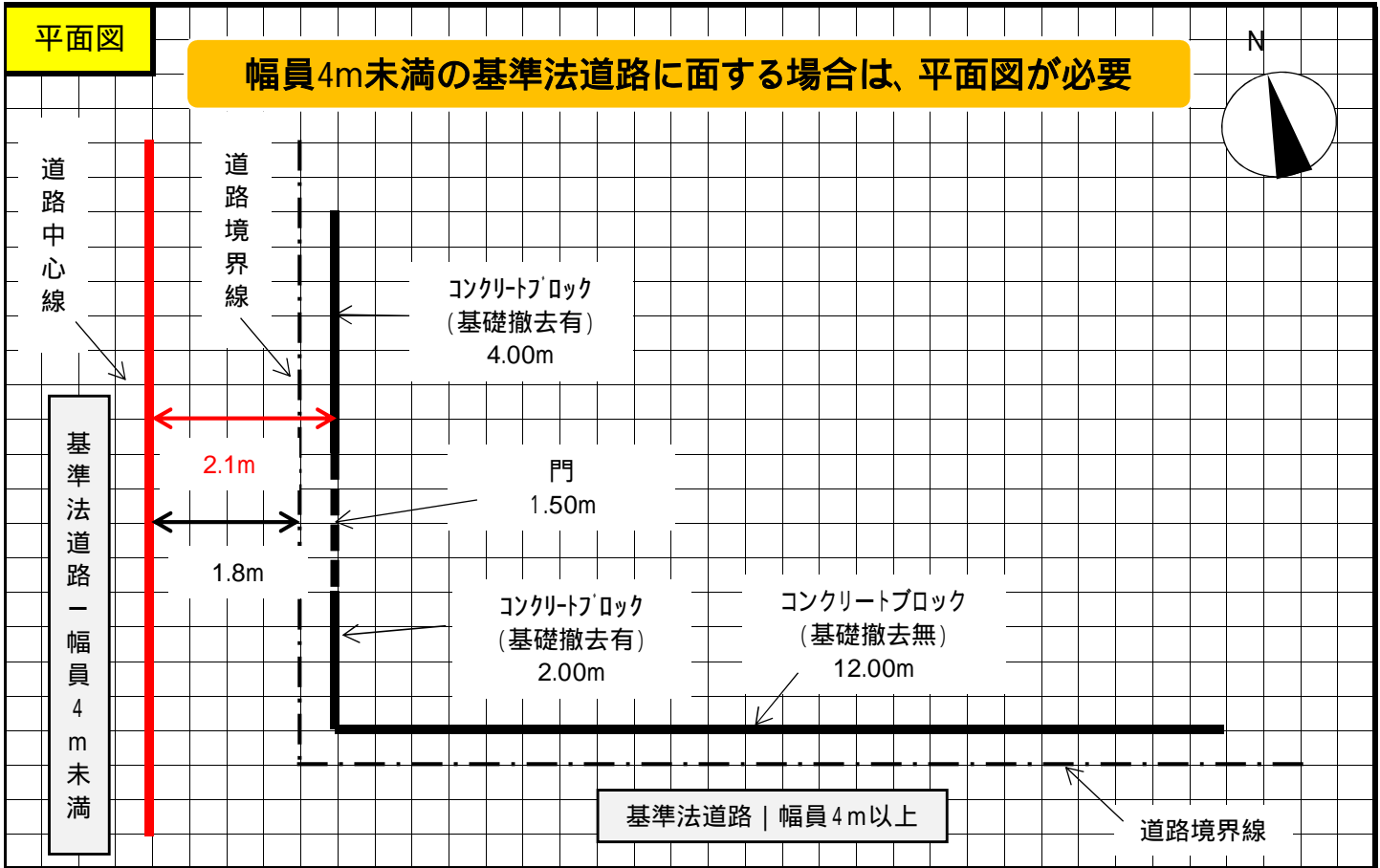
チェック項目	基準	補助事業者 チェック	備考
1 塀の高さ	地盤から1.2m以内である。	はい・いいえ	
2 塀の厚さ	十分である。	はい・いいえ	
3 控え壁	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。	はい・いいえ	
4 基礎	基礎がある。	はい・いいえ	
5 塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	はい・いいえ	

【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】

6 基礎の根入れ深さ	本項目の基準を確認できる図面がある。	はい・いいえ	1～5が全て「はい」の場合のみ回答
	【以下は、図面がある場合のみ回答】 20cm以上である。	はい・いいえ	

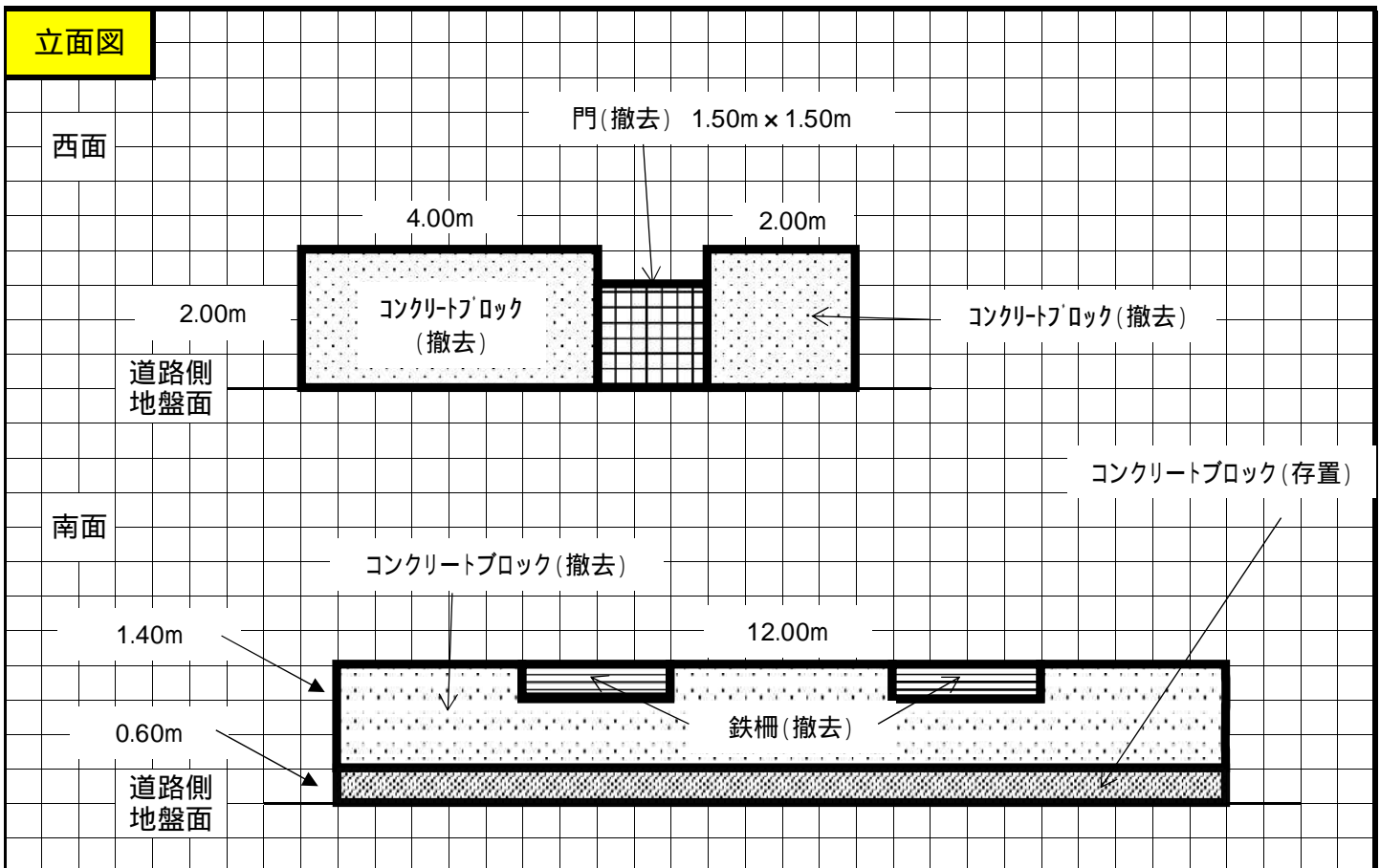
(注1) 補助事業者チェック欄で「いいえ」となった項目については、その内容が確認できる写真を添付すること。

(注2) コンクリートブロック塀及び組積造の塀以外のブロック塀等については、上記のチェック項目に準じて安全性を確認した上で、安全性を確認できないことが分かる書類を提出すること。



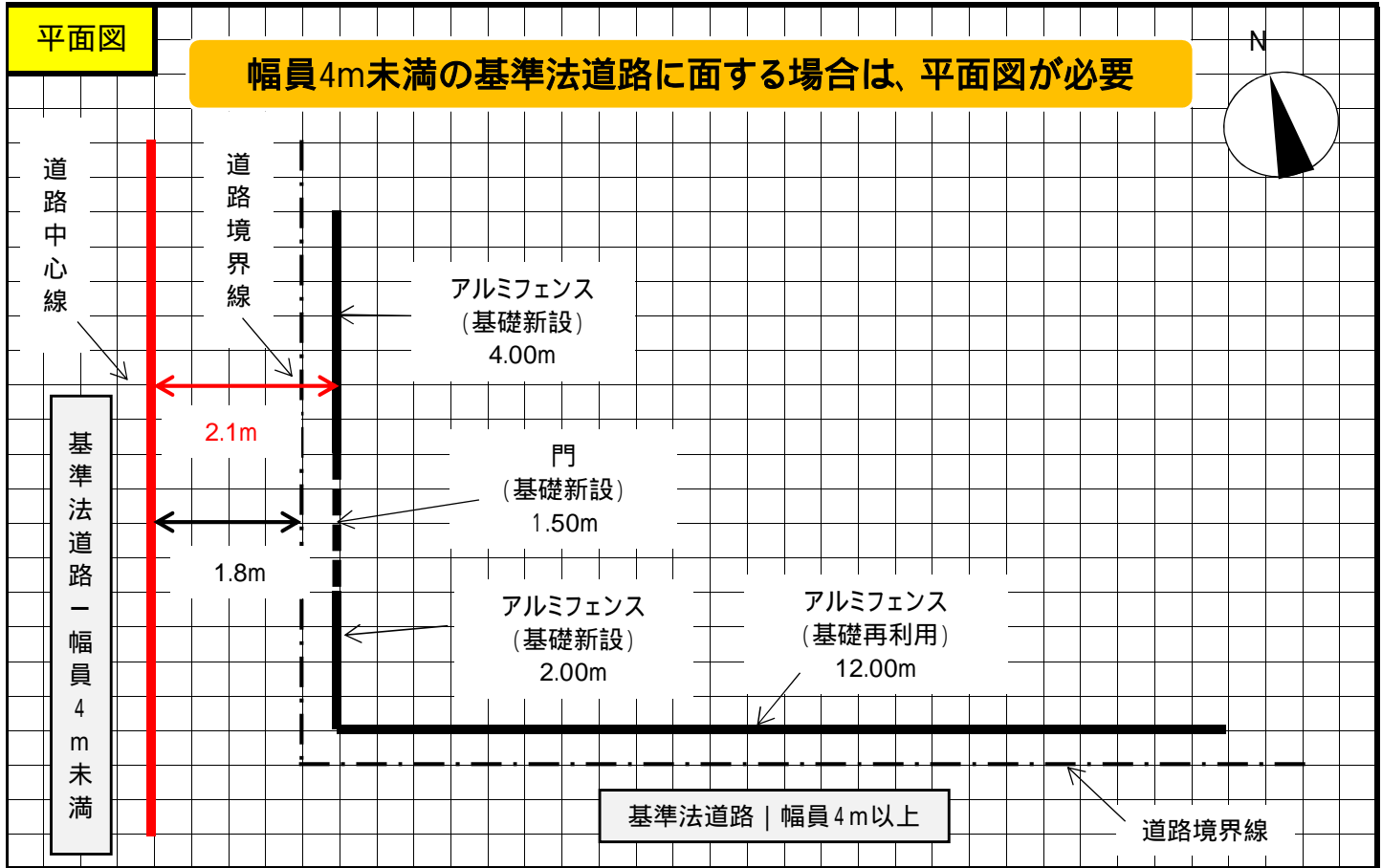
(注1) ブロック塀等が面する道路の種類と幅員、道路境界線、撤去するブロック塀等の種類・位置・延長及び基礎撤去の有無、道路境界線からブロック塀等の距離などを模式的に図示すること。

(注2) 道路の幅員が4m未満の場合は、道路中心線を記入すること。



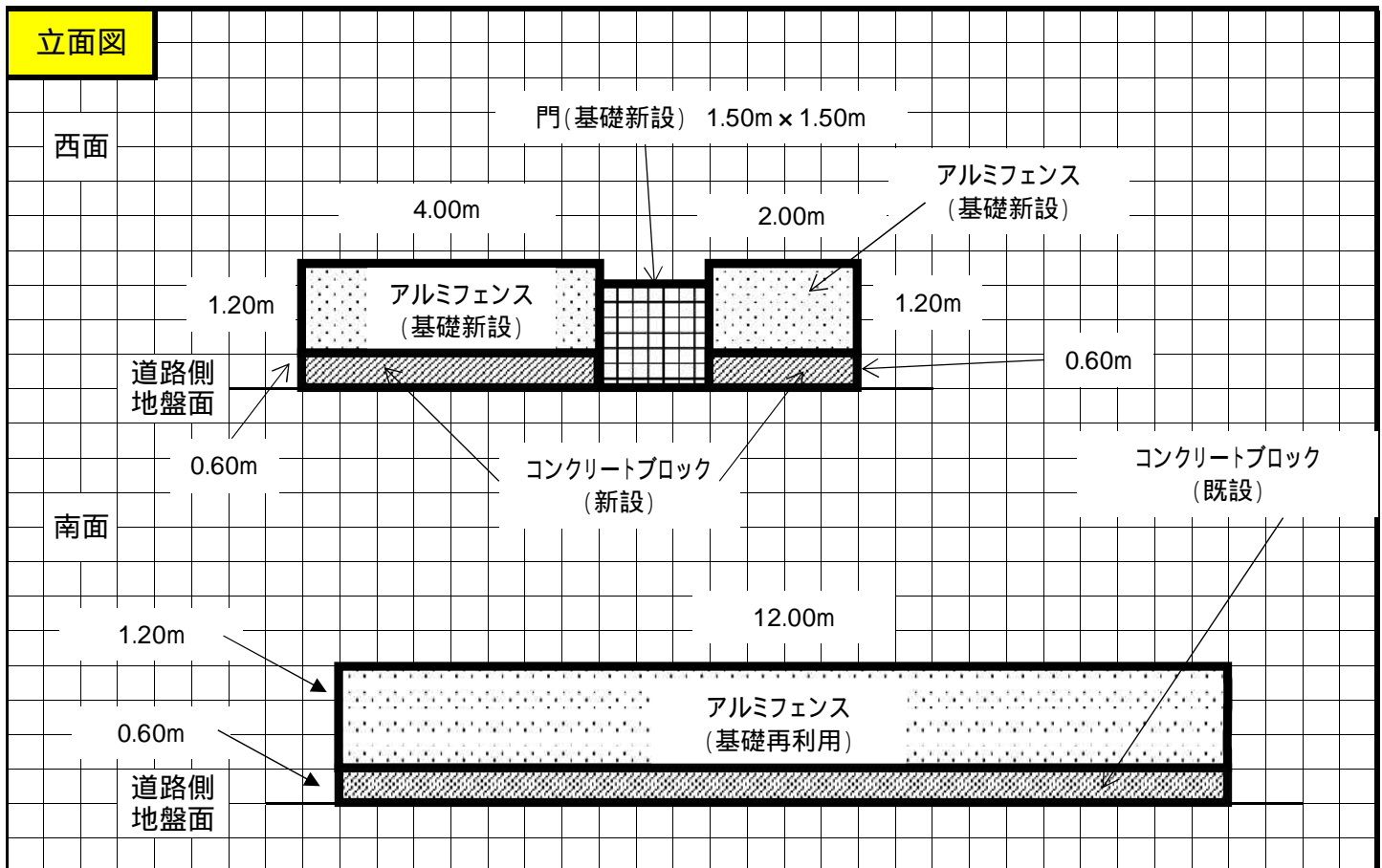
(注3) 道路側の地盤面から見たブロック塀等の立面図を模式的に図示し、補助対象となる見付面積を算定できるよう、ブロック塀等の種類・寸法・撤去範囲を図示すること。

(注4) 道路の傾斜等によりブロック塀等の高さが部分的に異なる場合は、全ての寸法を記入すること。



(注1) 軽量フェンス等が面する道路の種類と幅員、道路境界線、新設する軽量フェンス等の種類・位置・延長及び基礎を新設するかどうか、道路境界線から軽量フェンス等との距離などを模式的に図示すること。

(注2) 道路の幅員が4m未満の場合は、道路中心線を記入すること。



(注3) 道路側の地盤面から見た軽量フェンス等の立面図を模式的に図示し、補助対象となる見付面積を算定できるよう、軽量フェンス等の種類・寸法・新設範囲を図示すること。

(注4) 道路の傾斜等により軽量フェンス等の高さが部分的に異なる場合は、全ての寸法を記入すること。

(様式1-5)
申請額内訳書

該当するものに

補助金交付申請書
(様式1)へ転記

必須書類

1 ブロック塀等の撤去

A 補助対象 見付面積	B 補助対象 限度額単価	C 面積による 限度額	D 補助対象 経費	E 補助率	F 基礎額	G 上限額	H 申請額
		A × B	(税抜見積額)		CとDの 低い方 × E		FとGの 低い方
m ²	円/m ²	円	円		千円	千円	千円
31.05	基礎撤去有 12,800円/m ²	313,440	286,000	2/3	190	200	190
< >	基礎撤去無 7,800円/m ²	< >	< >		< >		< >

数量算出(小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第3位以下を切り捨てた数量とする。)

補助対象見付面積(A)

(西面:基礎撤去有) コンクリートブロック: $4m \times 2m + 2m \times 2m = 12.00m^2$
 門: $1.5m \times 1.5m = 2.25m^2$
 面積による限度額 = $14.25m^2 \times 12,800円/m^2 = 182,400円$

(南面:基礎撤去無) コンクリートブロック: $12m \times 1.4m = 16.80m^2$
 面積による限度額 = $16.80m^2 \times 7,800円/m^2 = 131,040円$

「ブロック塀等の撤去図」を元に、延長×高さによって見付面積を算出
 ・この欄に、計算式を記載
 ・なお、ブロック塀等に付随する門柱・門扉、フェンス類等も含めて見付面積を算出

計算した合計を記入(小数点第3位以下切り捨て) 合計: 31.05 m²

合計をAへ記入

2 軽量フェンス等の新設

該当するものに

I 補助対象 見付面積	J 補助対象 限度額単価	K 面積による 限度額	L 補助対象 経費	M 補助率	N 基礎額	O 上限額	P 申請額
		I × J	(税抜見積額)		KとLの 低い方 × M		NとOの 低い方
m ²	円/m ²	円	円		千円	千円	千円
27.45	基礎新設 27,000円/m ²	718,110	860,000	2/3	478	300	300
< >	基礎再利用 25,400円/m ²	< >	< >		< >		< >

ブロック塀等の撤去における補助対象見付面積(A)を上限とする

数量算出(小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第3位以下を切り捨てた数量とする。)

補助対象見付面積(I)

(西面:基礎新設) コンクリートブロック: $4m \times 0.6m + 2m \times 0.6m = 3.60m^2$
 門: $1.5m \times 1.5m = 2.25m^2$ 、アルミフェンス: $4m \times 1.2m + 2m \times 1.2m = 7.20m^2$
 面積による限度額 = $13.05m^2 \times 27,000円/m^2 = 352,350円$

(南面:基礎再利用) アルミフェンス: $12m \times 1.2m = 14.40m^2$
 面積による限度額 = $14.40m^2 \times 25,400円/m^2 = 365,760円$

「軽量フェンス等の新設計画図」を元に、延長×高さによって見付面積を算出
 ・この欄には、計算式を記載
 ・なお、軽量フェンス等に付随するブロック基礎等や門柱・門扉も含めて見付面積を算出

計算した合計を記入(小数点第3位以下切り捨て) 合計: 27.45 m²

補助金交付申請書
(様式1)へ転記

合計をIへ記入

(注) 補助金変更承認申請の際は、上段に変更後、下段< >に変更前の数値を記載すること。

必須書類(必要事項が記載されていれば、様式によらなくても良い)

(様式1 - 6)

見積書の作成日

平成 31 年 3 月 11 日

大阪 太郎・生野 花子 様

見 積 書
補助事業者(全員)の氏名

計画敷地(様式1と同じ)

作成者

見積書の作成業者の住所・会社名

工事場所 大阪市 北区 天神橋6丁目4番20号

工事概要 (ブロック塀等撤去工事 ・ 軽量フェンス等設置工事)

補助対象項目に✓を入れる

有効期限 90 日 若しくは 平成 31 年 4 月 30 日迄

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
ブロック塀等撤去工事				
コンクリートブロック塀撤去	1	式	210,000	
撤去にかかる工種・税抜金額等を記載				
諸経費	1	式	76,000	
ブロック塀等撤去工事 計			286,000	補助対象経費(D)
軽量フェンス等新設工事				
アルミフェンス新設	1	式	400,000	
門扉新設	1	式	170,000	
コンクリートブロック新設	1	式	200,000	
諸経費	1	式	90,000	
軽量フェンス等新設工事 計			860,000	補助対象経費(L)
新設にかかる工種・税抜金額等を記載 軽量フェンス等の基礎新設費も含めて計上				
諸経費は撤去と新設に按分して記載すること				
合 計 (税抜)			1,146,000	
消 費 税			91,680	
契 約 見 込 額 合 計 (税込)			1,237,680	

必須書類(補助事業者(ブロック塀等の所有者)が複数の場合、全員分必要)

(様式1 - 7)

誓約書の作成日

平成 31 年 3 月 27 日

大阪市長

誓 約 書

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

* 軽量フェンス等を新設する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

補助金を受けて新設する軽量フェンス等については、新設工事の請負業者から安全性に問題が無い旨の説明を受けています。また、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10年以内は、補助事業完了時の軽量フェンス等の形態を変更することなく、適切に維持管理を行います。さらに、当該軽量フェンス等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

* 構造上同一となっているブロック塀等の一部を撤去する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一となっているブロック塀等の所有者に対し、実施内容・方法、ブロック塀等の耐久性・耐震性への影響等について説明し、ブロック塀等の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者の氏名・住所を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

(法人その他の団体においては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体においては
その名称、代表者の氏名印)

大阪

印鑑は補助金交付申請書と
同一の印鑑の押印が必要です。

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

補 助 事 業 者 一 覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏 名	住 所 ・ 電 話 番 号
(代表申請者欄) 大阪 太郎	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 TEL (06)6208-9234 <div style="float: right; text-align: right; font-size: small;"> 代表申請者の「氏名」 「住所」「電話番号」 </div>
生野 花子	〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号 TEL (06)6717-8266
	〒 — TEL () —
	〒 — TEL () —
代表申請者以外の補助事業者の「氏名」「住所」「電話番号」を 全員分記入	
	〒 — TEL () —
	〒 — TEL () —
	〒 — TEL () —
	〒 — TEL () —

- （注）1 補助事業者全員を記載してください。
- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知りおきください。

（様式 1 - 3）

委任状を作成した日付

平成 31 年 3 月 22 日

大阪市長

委 任 状

この度、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として 大阪 太郎 氏 に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

代表申請者の氏名

代表申請者以外の
補助事業者の氏名・住所を記入
(印鑑は認印で構わない)

補助事業者

住 所 〒 5 4 4 - 8 5 0 1

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地) 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

氏 名 生野 花子

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印)

(電 話 番 号 0 6 - 6 7 1 7 - 8 2 6 6)

生野

シャチハタ以外の印鑑で
押印する必要があります。

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

申請手続きを代理人が行う場合のみ必要

委任状を作成した日付

平成 31 年 4 月 1 日

大阪市長

委 任 状

私は、都合により 生野 南子 氏 を代理人と定め、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱に係る次の手続きを委任します。

代理人の氏名

記

- 1 補助申請書類の提出に関する事
- 2 補助申請書類の修正に関する事
- 3 通知書等の各種書類の受け取りに関する事

以下余白

委 任 者

住 所

T E L

氏 名

代 理 人

住 所

T E L

氏 名

委任者(申請者)と代理人の氏名・住所

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

06-6208-9234

大阪 太郎

大
阪

委任者の印鑑は、補助金交付申請書と同一のもので押印する必要があります。

〒544-8501

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

06-6717-8266

有限会社生野区南部工務店

代表取締役 生野 南子

生
野

代理者の印鑑は、シャチハタ等のスタンプは不可です。